

覚書き

城東台学区連合町内会
城東台西町内会

2013年5月1日、旧汚水処理場跡地(東跡地と西跡地の両方をいう。以下、広場)を城東台西町内会がレークタウン株式会社から譲渡を受け取得した。

この件について、城東台学区連合町内会(以下、連合町内会)と城東台西町内会(以下、西町内会)は以下のとおり合意した。

(広場の帰属)

広場は登記上、西町内会の所有であるが、あくまでも連合町内会(3町内会)の資産とする。

(広場の管理)

広場は地理上、西町内会内に位置するため、連合町内会は西町内会に広場の管理を委託する。ただし、西町内会は日常の管理を適切に行う上で管理業務の一部を城東台学区内の団体または個人に再委託することができる。

(権利・義務等)

所有に関する権利・義務は、連合町内会が有する。

日常の管理に関する権利・義務は、西町内会が有する

広場に関する収入・支出は、原則として連合町内会会計とする。ただし、公的な利用から外れた利用においては別に定める。

(その他)

その他については城東台学区連合町内会と城東台西町内会が協議し決定する。

2013年7月13日

城東台学区連合町内会 会長

城東台西町内会 会長

城東台東町内会 会長

城東台南町内会 会長代行

1. 東跡地の利用(広場の利用)について

(基本的な考え方)

なるべく規制を設けずに自由に利用していただく。

(規制、禁止)

安全上あるいは芝生の保全上、以下の使用は原則禁止とする。

火器の使用、スパイクシューズの使用、ゴルフクラブの使用、金属バット・木製バットの使用

(予約)

城東台学区連合町内会に属する団体が広場を専有して利用する場合は以下の点に配慮する。

土日祝は、なるべく専有しての利用は控える。ただし、利用する場合は半日までとする。

専有して利用する場合は、管理者(西町内会)が指定する窓口へ届け出る。

2. 西跡地の利用(駐車場の利用)について

(前提)

西跡地は固定資産税が年間約 74000 円かかる手前部分と、ほとんどかからない(約 200 円)奥部分に分かれている。

公的な利用に際しては、申請により固定資産税が免除される。(公的利用)

地域住民から不足している駐車場として利用を求める声が寄せられている。(私的利用)

(利用方針)

毎年の固定資産税の負担を考慮し、手前部分は(土地取得時の合意に基づき)広場用駐車場とする。尚、固定資産税の免除申請にあたっては、該当エリアが特定(識別)できる必要があることから、一定の整備が必要となる。

また、残地(奥部分)を効率的に利用するには駐車位置を区分して示すことが有効であることから、地域用駐車場として整備することが望ましい。

(公的利用)

広場利用者用の駐車場を整備する。

整備は連合町内会が行う。

(私的利用)

地域住民の駐車場を整備する。

公的利用ではなく特定の私的利用に供することから、連合町内会から委託された西町内会が整備を行うとともに管理するのが適当である。

(監理及び利用に関する方針)

別途、駐車場規約を定める。

利用者の自己責任において利用していただくことを原則とする。

①公的利用

利用料金は徴収しない。

公的利用の時間帯は9時～17時とし、夜間早朝は開放する。

②私的利用

月極、年極での利用希望がある一方、一時利用の希望もあることから利用料金は徴収しない。

利用証を発行するが、駐車位置を特定しない。(月極等確実に利用したい方は民間の駐車場を利用していただく)

以上